

本県における現在の地球温暖化対策について

〈本県の地球温暖化対策の推進〉

あいち地球温暖化防止戦略 2020

- ・地球温暖化の防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの総排出量の削減目標を定め、県民及び事業者が取り組むべき施策を推進

県民の生活環境の保全等に関する条例

- ・温室効果ガスの排出抑制を生活環境の保全と捉え、工場・事業場に対する地球温暖化対策計画書制度や自動車走行量の抑制等を規定

〈県民の生活環境の保全等に関する条例（地球温暖化の防止に関連する規定（概要））〉

【地球温暖化の防止に係る規定】

■ 地球温暖化の防止に関する計画（第 72 条）

- ・知事は、地球温暖化の防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進する計画を定める。また、計画に温室効果ガスの削減目標についても定め、目標達成に向けた施策を推進する。
- ・事業者及び県民は、事業活動及び日常生活において、電気、燃料等の効率的な使用、再生品の使用等による資源の有効活用その他の地球温暖化の防止を図るための措置に取り組むよう努める。

■ 地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況書の作成等（第 73 条～第 74 条）

- ・温室効果ガス総排出量が一定以上の者〔地球温暖化対策事業者〕は、温室効果ガス排出抑制等のための措置に関する計画書を作成し、原則 3 年ごとに知事に提出しなければならない。
- ・地球温暖化対策事業者は、毎年度、計画書に基づく温室効果ガスの排出抑制に係る措置の実施状況書を作成し、知事に提出しなければならない。
- ・地球温暖化対策事業者は、計画書の内容を公表するように努める。

■ 地球温暖化対策計画書等の提出に係る勧告（第 75 条）

- ・知事は、計画書及び実施状況書を提出しない事業者に対し、勧告することができる。

〈条例に位置付けた背景〉

国は、京都議定書の目標達成のため、国民の総力を挙げて地球温暖化対策を実施するよう、省エネ法や温暖化対策推進法の改正を行った。それを受け、本県では、平成 15 年度、公害防止条例から県民の生活環境の保全等に関する条例に全面改正する際に、『地球温暖化の防止』に係る規定を盛り込んだ。その内容は、地方公共団体実行計画の策定と、本県の産業構造の特性から相当程度大きい排出事業者を対象に、地球温暖化対策計画書の提出を義務づけたものである。

【建築物対策（省エネ、居住環境の向上）に係る規定】

■ 建築物環境配慮指針の策定等（第 75 条の 2）

- ・知事は、建築物の新築、増築又は改築をしようとする者が配慮すべき事項及びその措置の評価方法に関する指針を定める。
- ・建築物の新築等をしようとする者は、環境への負荷の低減を図るよう努める。

■ 特定建築物環境配慮計画書の作成等（第 75 条の 3）

- ・一定の規模を超える建築物〔特定建築物〕の新築等をしようとする者〔特定建築主〕は、特定建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

■ 特定建築物環境配慮計画書の変更の届出等（第 75 条の 4～第 75 条の 7）

- ・知事は、特定建築物の新築等の工事が完了するまでの間に、計画書の内容に変更をしようとするときは、その旨を知事に届けなければならない。（軽微な変更は除く。） 等

【自動車対策（NOx・PM、省エネ）に係る規定】

■ 自動車の走行量の抑制等（第 76 条）

- ・自動車を使用する者は、自動車の効率的な利用、公共交通機関の利用により走行量抑制に努める。
- ・適正な運転と必要な整備を行い、排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努める。

■ 自動車の駐停車時の原動機の停止義務等（第 77 条）

- ・自動車を運転する者は、自動車を駐停車するときは、原動機を停止しなければならない。
- ・従業員に自動車を運転させる事業者は、従業員に対し、駐停車時の原動機の停止を指導しなければならない。

■ 駐車場設置者等の周知義務（第 78 条）

- ・一定規模以上の駐車場を設置し、又は管理する者は、駐車場内の原動機を停止するよう周知しなければならない。

■ 低公害車の購入等（第 79 条）

- ・自動車を購入し、使用する者は、排出ガスが発生しないか、その量が相当程度少ない自動車又は、排出ガスがより少ない自動車を購入し、使用するよう努める。

■ 低公害車の導入義務等（第 80 条）

- ・事業用の自動車の台数が一定の台数以上である事業者は、一定割合以上の低公害車を導入するとともに、毎年度その状況について知事へ届け出なければならない。また、知事は、届出があったときは、低公害車導入割合等を公表するものとする。

■ 自動車販売業者による環境情報の説明義務等（第 81 条～第 82 条）

- ・新車を販売する事業者は、新車の環境情報を記載した書面を事業所に置くこと、購入者に対し、環境情報が記載された書面を交付し、説明しなければならない。 等

【廃棄物等対策（資源循環、3R）に係る規定】

■ 環境物品等の調達の推進（第 88 条）

- ・知事は、毎年度、県が行う物品と役務の調達に関し、予算及び事務事業を勘案して、環境物品の調達の推進方針を作成する。

■ 事業活動及び日常生活における廃棄物の発生抑制等（第 89 条～第 90 条）

- ・事業者は、原材料等の廃棄物等を抑制し、その原材料が循環資源となった場合に、自ら適正に循環的な利用を行い、利用されない場合には自らの責任において処分するよう努める。
- ・事業者は、再生品を使用し、循環型社会の形成に自ら努め、県及び市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力するよう努める。
- ・県民は、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力し、廃棄物等となることを抑制し、循環的な利用の促進に努める。